

議案第160号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するため、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）第3条の規定により議決を求める。

平成22年9月1日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

- 1 物件の表示 救助工作車（ 型 ） 1台
- 2 取 得 先 埼玉県さいたま市南区辻4丁目18番10号
埼玉消防機械株式会社中央支店
支店長 保泉 和男
- 3 取 得 価 格 99,225,000円
- 4 取 得 理 由 救助現場における救助活動に充てるため。